

令和4年もとす広域連合議会

第1回定例会 会議録

令和4年2月 9日（水） 開会

令和4年2月22日（火） 閉会

もとす広域連合

令和4年第1回もとす広域連合議会定例会会議録

目 次

第 1 号（2月9日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第1号より議案第7号までの一括上程、説明、質疑、委員 会付託	4
○散会の宣告	11

第 2 号（2月22日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○説明のため出席した者	14
○職務のため出席した職員	14
○開議の宣告	15
○議事日程の報告	15
○一般質問	15
鏑本規之議員	15
飯尾龍也議員	20
○議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	25
○議案第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	26
○議案第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	27
○議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	29
○議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	30
○議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	32
○議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	33
○日程の追加	35

○議長辞職の件	35
○日程の追加	36
○議長の選挙	37
○常任委員会委員の選任	39
○議会運営委員会委員の選任	39
○日程の追加	40
○議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について	40
○閉会の宣告	41
○署名議員	43

令和4年第1回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和4年2月9日（水曜日）午前9時20分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 1号 もとす広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 2号 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 令和4年度もとす広域連合一般会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番	馬 淵 ひろし	2 番	松 野 貴 志
3 番	棚 橋 敏 明	4 番	庄 田 昭 人
5 番	若 井 千 尋	6 番	若 園 五 朗
7 番	松 野 藤 四 郎	8 番	瀬 川 照 司
9 番	飯 尾 龍 也	10 番	今 枝 和 子
11 番	鏑 本 規 之	12 番	道 下 和 茂
13 番	石 井 伸 弘	14 番	神 谷 巧
15 番	村 木 俊 文		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	伊 藤 巧
総 務 課 長	青 木 崇 泰	介 護 保 険 課 長	佐 藤 之 則
会 計 管 理 者	有 里 弘 幸	老 人 福 祉 施 設 長	坪 内 重 正
療 育 医 療 施 設 長	國 井 弘 光	大 和 園 長	
		衛 生 施 設 長	伊 藤 弘 美

職務のため出席した職員

書 記 長	古 澤 秀 樹	書 記	高 坂 健 司
書 記	坂 上 翔		

開会 午前 9時20分

◎開会の宣告

○議長（若園五郎君） ただいまの出席議員は15名でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和4年第1回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（若園五郎君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（若園五郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（若園五郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

1番 馬 淵 ひろし 君

14番 神 谷 巧 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（若園五郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、2月2日の議会運営委員会におきまして、本日から2月22日までの14日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から2月22日までの14日間とすることに決定いたしました。

◇

◎議案第1号より議案第7号までの一括上程、説明、質疑、
委員会付託

○議長（若園五朗君） 日程第3、議案第1号 もとす広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてより、日程第9、議案第7号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和4年第1回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和2年から猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症につきましても、新たな変異株の出現によりいまだ収束に向かっているとは言えず、全国では令和2年から1万8,000人以上の方がお亡くなりになられております。お亡くなりになられた方々につきましても、心よりご冥福を申し上げたいと思います。

また、岐阜県でも第6波の感染拡大が止まらず、1月21日に国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置指定の対象地域に岐阜県が指定され、あわせて岐阜県独自の非常事態宣言も発せられているところでございます。引き続き、蔓延防止のための取組を継続していかなければいけないと強く思うところでございます。

当広域連合には多くの高齢者や子供が利用しております施設の大和園、また、幼児療育センターがございまして、引き続き職員、利用者の健康管理や衛生管理を徹底するとともに、感染防止のための対策を実施してまいりたいと思っております。

それでは、令和4年度に向けて臨む定例会の開会に当たり、広域連合事業への所信について、まず述べさせていただきます。

もとす広域連合は、構成市町住民の皆様の福祉向上と広域行政の推進に寄与することを目的に設置・運営されていることは、ご承知のことと存じます。管内の住民の安心・安全を支える事業であります介護保険事業をはじめ、老人福祉施設の大和園、療育医療施設の幼児療育センター及び休日急患診療所、そして、衛生施設のし尿処理施設などの事業の執行に当たっては、少しでも安定的な財政運営が図られるように、限られた財源の中で、効率的かつ効果的な運営を目指して、地域住民の皆様の福利向上に励むべく、引き続き努力してまいります。

初めに、介護保険事業につきましては、第8期介護保険事業計画が2年目となります。これまでの基本理念である「いつまでも自分らしく生きら

れる長寿社会をめざして」を継承し、引き続き、高齢者が住み慣れたまちで生きがいを持って暮らしていけるよう、また支援が必要となってもその人らしく過ごすことができるよう、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を強力に進めてまいります。

次に、老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホーム運営と、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスなど、管内地域に密着した事業運営を展開しております。引き続き、健全な施設の管理運営に努め、充実した高齢者福祉サービスを提供してまいります。先ほども申しましたが、現在、日本中で新型コロナウイルスの変異株による感染が拡大している中でありますので、職員及び利用者の健康管理を行うとともに、徹底した衛生管理に取り組んでまいります。

次に、療育医療施設幼児療育センターにつきましては、地域療育の専門機関として、小学校就学前の児童を対象とする児童発達支援事業及び相談支援事業を継続して実施しており、今後も引き続き、児童一人一人の特性に応じたきめ細やかな支援や、その保護者への支援に努めてまいります。

また、休日急患診療所につきましては、日曜、祝日等における救急患者に対する診療について、もとす医師会及びもとす薬剤師会の協力を得て、地域の初期救急医療機関としての役割を果たしており、引き続き、良質かつ適切な医療サービスの提供に努めてまいります。

次に、し尿処理の衛生施設につきましては、もとす地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、施設から排出される二酸化炭素削減を行い、快適な生活環境の確保を行ってまいります。

最後に、地域住民の皆様の広域行政機関としての役割を果たすため、構成市町との連携の下、管内住民の皆様のご期待に沿えるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。

つきましては、議員の皆様には、当連合の施策の推進に際し、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。

次に、提案説明を申し上げます。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、条例の改正に関する案件が1件、令和3年度補正予算に関する案件が3件、令和4年度予算に関する案件が3件の合計7件であります。

それでは、ただいまより今定例会への提出議案につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、議案第1号 もとす広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

国の推進するデジタル社会における個人情報保護制度の見直しにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する

法律に統一されることから、それに伴い所要の改正をするものでございます。

次に、議案第2号 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,304万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,705万4,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、衛生施設で行っている基幹的設備改良工事の事業費確定により、国庫補助金である循環型社会形成推進交付金が870万1,000円、財政調整基金繰入金で1,210万9,000円、連合債で1,230万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出の主なものは、総務費では財政調整基金の積立金を946万1,000円の増額をいたします。民生費は幼児療育センターの運営費で290万6,000円の減額、衛生費は衛生施設の基幹的整備改良事業の完了に伴い、委託料、工事請負費の契約差金等で3,912万円を減額するものでございます。

次に、議案第3号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,933万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億7,515万5,000円とするものでございます。

補正の内容として、歳入の主なものは、決算見込みにより国庫支出金で1,691万8,000円、諸収入で239万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出の保険給付費については、各種事業の決算見込みによる予算の組替えを行うとともに、地域支援事業費で1,449万円の増額、介護給付費準備基金積立金で484万2,000円を増額するものでございます。

次に、議案第4号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ201万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,759万円とするものでございます。

補正の内容として、歳入の主なものは、市町負担金である老人保護措置費負担金が140万2,000円の減額、サービス事業収入ではコロナ禍で特に通所介護事業の利用者減が影響し、サービス事業全体で206万2,000円の減額をするものでございます。

歳出の主なものは、総務費の派遣職員人件費で442万6,000円の減額、老人福祉施設財政調整基金積立金で789万8,000円の増額、サービス事業費では、各種介護サービス事業で職員人件費等を549万円の減額をするものでございます。

続きまして、議案第5号から議案第7号までは、令和4年度の新年度予算であります。当広域連合の新年度の予算総額は96億480万円を計上する

ものでございます。

一般会計が4億9,900万円で全体予算額の5.2%を、介護保険特別会計が81億8,000万円で、同じく85.2%を占めます。そして、老人福祉施設特別会計は9億2,580万円で、同じく9.6%を占めるものであります。

これらの予算案につきましては、管内住民の皆様に対して健康で安心・安全な生活の確保、安定した介護保険制度の運営と良質な介護サービスの確保及び障がい者、障がい児支援施策の推進などを目指したものであります。

令和4年度の予算編成に向け、広域連合が将来にわたり持続可能な財政運営・経営を維持していくために、最少のコストで最大の効果をあげる工夫を凝らすとともに、広域連合の主な財源の一つである組織市町負担金についても、管内住民の税金であることを念頭に予算編成に努めたところでございます。

まず、議案第5号 令和4年度もとす広域連合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,900万円で、令和3年度と比べて4億1,270万円の減額で、増減率はマイナス45.3%となっています。

一般会計予算は、本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から編成されています。

歳入の主なものは、組織市町からの市町負担金で3億2,928万円、使用料及び手数料で3,483万5,000円、財政調整基金からの繰入金で3,350万1,000円、サービス事業収入の児童福祉事業収入で7,796万2,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費は1億2,569万円、民生費は1億2,000万2,000円、衛生費は2億3,446万8,000円を計上いたしました。

次に、議案第6号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は81億8,000万円で、令和3年度と比べて2億3,200万円の増額で、増減率はプラス2.9%となっています。

介護保険事業は、高齢者を含めた人々の暮らしを支える地域包括ケアシステムの充実に向けた取組をするとともに、各介護サービス事業による介護保険給付費及び地域支援事業への対応に係る経費を計上いたしました。

歳入の主なものは、介護保険料収入で18億9,178万3,000円、介護給付費負担金をはじめとした市町負担金で12億8,294万9,000円、国庫支出金で16億8,345万1,000円、支払基金交付金で20億8,167万1,000円、県支出金で11億3,966万3,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費が75億3,000万円で、歳出総額の92.1%を占めます。また、地域支援事業費に4億2,600万円を計上し、歳出総額の5.2%を占めております。

最後に、議案第7号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は9億2,580万円で、令和3年度と比べて590万円の減額で、増減率はマイナス0.6%となっています。

老人福祉施設大和園は、老人福祉法に基づく養護老人ホームと、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所であり、高齢者福祉サービスの提供を図るべく、所要額を計上いたしました。

歳入の主なものは、老人保護措置費負担金などの市町負担金9,251万6,000円、老人福祉施設財政調整基金繰入金8,140万円、通所介護事業、施設介護事業などのサービス事業収入で6億7,335万4,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費で施設の維持管理を主体とした総務管理費に1億6,576万5,000円、民生費で養護老人ホーム及び在宅介護支援事業に1億2,844万1,000円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業費に6億1,522万6,000円を計上いたしました。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜り、適切なお決定をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（若園五朗君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

これより全員協議会を第1委員会室において再開しますので、移動をお願いいたします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前10時29分

○議長（若園五朗君） 休憩前に続きまして会議を再開します。

議案第1号 もとす広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

続いて、議案第2号 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第2号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第2号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係し、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、2月14日から開催される総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する補正予算について、協議事項として協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

続いて、議案第3号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第3号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

続いて、議案第4号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第4号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託いたします。

続いて、議案第5号 令和4年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第5号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第5号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第5号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係し、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、2月14日から開催される総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する予算について、協議事項として協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

続いて、議案第6号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第6号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務介護常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

続いて、議案第7号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第7号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○議長（若園五朗君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

2月14日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してあります案件につきまして審査等をお願いいたします。

なお、2月22日は午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時37分

令和4年第1回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和4年2月22日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 議案第 1号 もとす広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第 3 議案第 2号 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）について
日程第 4 議案第 3号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 5 議案第 4号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）について
日程第 6 議案第 5号 令和4年度もとす広域連合一般会計予算について
日程第 7 議案第 6号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について
日程第 8 議案第 7号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について
日程第 9 常任委員会委員の選任について
日程第10 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

出席議員（15名）

1番	馬 淵 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	棚 橋 敏 明	4番	庄 田 昭 人
5番	若 井 千 尋	6番	若 園 五 朗
7番	松 野 藤 四 郎	8番	瀬 川 照 司
9番	飯 尾 龍 也	10番	今 枝 和 子
11番	鏑 本 規 之	12番	道 下 和 茂
13番	石 井 伸 弘	14番	神 谷 巧
15番	村 木 俊 文		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	伊 藤 巧
総 務 課 長	青 木 崇 泰	介 護 保 険 課 長	佐 藤 之 則
会 計 管 理 者	有 里 弘 幸	老 人 福 祉 施 設 長	坪 内 重 正
療 育 医 療 施 設 長	國 井 弘 光	大 和 園 施 設 長	伊 藤 弘 美
		衛 生 施 設 長	

職務のため出席した職員

書 記 長	古 澤 秀 樹	書 記	高 坂 健 司
書 記	坂 上 翔		

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（若園五朗君） ただいまの出席議員は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。
本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（若園五朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

◇鏝本規之君

- 議長（若園五朗君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

11番、鏝本規之君の発言を許します。

鏝本君。

- 11番（鏝本規之君） どうも改めましておはようございます。

もう今朝起きてまた雪が降っていて、非常にびっくりしたわけでございますけれども、今年ほど雪が多いのは、私がこちらに来て初めてかなというぐらい雪が多いと。もとす広域連合の中で、3つの市町の話合いでやっておるわけなんですけれども、この広い中において根尾地域は今、雪かきをしているというぐらい、雪が降っているというふうにきいております。

そういう中で、私も今回またこの広域連合に来て2回目の一般質問ということでもありますけれども、昨年10月に一般質問したわけでもありますけれども、コロナの関係もありましていろいろな会合等々ができないということもあり、また、議員各位においてもなかなか集まっているいろいろなことを協議する、そういうことができない状況であります。

世間においても飲み会ができないとか、4人以上で集まらないようにということをおっしゃっております。連合長さんも、そういうことでは少しストレスが溜まっているかなというふうに感じるわけでもありますけれども、その中において大和園の運営、通常であればこういう形になっていくであろうと。けれども、コロナのことによって少し運営の仕方も変わってきて、また、職員に対する負担も相当に多くなってくるであろうというふうに察するわけであります。

10月の議会においては大和園のこれからの運営、また、私が初めて広域連合に来たとき、その当時の大和園の評判、そして、経営状態等々を聞

かされて、少しびっくりしたわけであります。そういう中において、担当議員たちの努力によって、また、関係各位の努力によって少しずつ改善され、今では大和園もよくなったと言われるようになっております。これは非常に私としてはありがたいことであり、また、市民の方にとっても、非常にいいことだなというふうに感じているわけであります。

けれども、広域連合の議員としてここに来た以上は、それでよいとするのではなく、より以上にいい大和園にする。それが私の与えられた使命だというふうに思っております。満足をしてしまつては、それでストップということもあります。よりよい改革、改革とはよくすることですので、改善、改革というのはよくするためにやるわけでありまして、悪くするためにやるわけではありません。

その中で一般質問を10月にしたわけであります。今回も内容は同じようなこととなりますけれども、10月と2月とでは大分コロナそのものが変わってきているし、また、2年という長い中においていろいろな変化がありました。ただ一言にコロナというだけではないし、また、長いこと大和園に入っているお年寄りの方たちが家族と会えないとかそういうことになれば、またそれなりの今までに経験したことの無い、いろいろな弊害等々が出てくると思っております。

そういう中において一般質問をするわけであります。通告に従つてということになっておりますので、今回コロナもありますし、議長さんの要望もあります、手短かにということでもありますので、私は一般質問を大体1時間以上やるというのが私のモットーでありますけれども、何とか短い時間で済ませるように努力をしますので、議長におかれましてはよろしくお願いをいたします。

それでは、お尋ねをいたします。

昨年10月の議会において、養護老人ホームの入居状況等を伺っていますが、今の状況についてどのようになっているのかお尋ねをいたします。また、10月の時点と異なることがあれば併せてお願いをいたします。

○議長（若園五朗君） 大和園長、坪内重正君。

○老人福祉施設大和園長（坪内重正君） それでは、議員お尋ねの件でございますが、昨年10月の議会において、養護老人ホームの入所状況はどのように変わっているかということ。それから、そのほかの大和園事業で10月の時点と異なることがあればということですので、まず、大和園養護老人ホームの令和4年2月1日の入所状況につきましては、24人ということになっております。これは定員に対する入所率で40%であります。

10月の報告時の令和2年度末の状況より入所者で3人、入所率で5%の減となっているものでございます。この状況につきましては、措置対象者の減少のほか、他制度の社会資源の利用、それから、高齢者本人の意向及び施設のハード面や支援体制等によるものと考えております。

大和園の養護老人ホームにつきましては、措置入所であります。新型コ

コロナウイルス感染症の拡大による影響を直接受けるものではないですが、周辺の民間施設においてクラスター等が発生した場合、病院への入院ができずに施設内で感染拡大を防ぐことが難しく、施設内での感染者の増加を防ぎ、生活を守るための人手の確保が必要となってくるものでございますが、これにより人手不足が深刻化するものでございます。

大和園においても、人手不足については他施設と同様であります。職員のほか他施設への派遣は制度的にも困難と思われれます。そういうことから養護老人ホームの空室を活用して一時的な生活の場を担うこと、あるいは緊急的な受入れを行うことは、公設公営施設である役割というふうに考えております。今後は受入れに向けた検討をしていきたいというふうに考えております。

次に、大和園のその他のサービス事業のうち、直近の1月末現在の利用状況について、特に減員が顕著であるものについて報告させていただきます。

まず初めに、一般通所介護事業、通称デイサービスでございますが、こちらにつきましては、今年度1月末での1日平均利用者数27.0人です。令和2年度末は28.7人でしたので、そのときに比べまして1.7人の減となっております。

また、今年度当初予算時には、新型コロナウイルス感染症の回復を見込んで32.2人で算定しておりましたので、補正予算にて減額をお願いしているところでございます。

次に、認知症対応型通所介護事業、通称認知症デイサービスでございますが、こちらの今年度1月末までの1日平均利用者数は14.1人でありました。令和2年度末は14.5人でしたので、0.4人の減となっております。

この状況につきましては、今年度当初予算時と同様でございますが、この状況から特に通所介護事業であるデイサービスと認知症デイサービス事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく受けているものと考えられております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 11番、鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） コロナのこと等もありまして、人数等々については増えることはないだろうというのは私も想像しております。けれども、人数そのものが減ったということは、これはこれでよしとしているんですよ。減ったけれども、やはりそこで働く職員の方たち、また、直接介護をする人たちにとっては、もう通常のときよりも相当重い責任や仕事が増えただろうと思っております。

2月議会においては予算のことも含まれております。当然労働に見合った対価というのが賃金であります。そういうことも含めて、今回の予算等々については議員各位の判断の中で審議してもらえんと思っております。

けれども、国のほうにおいても、またいろいろな形で働き方の改革等々も指導の形で出ております。そういうことを含めて、そこに親を預けなければいけない人たちのことを思って、ああ私のじいちゃんばあちゃんを預けてよかったなど、また、預けられたじいちゃんばあちゃんも、最期にこんないい施設で親切にしてもらってよかったと言われるような、施設になっていただきたいというのが思いであります。

そういう中でいろんな施設、その他もろもろある中において、養護老人ホーム入所者が、26名から今24名になったということでありまして。そうならばまた空き部屋も増えてくるということでありまして。その空き部屋をいかにして有効に使っていくか。コロナも今から100年続くわけではありません。けれども、老人は100年も1,000年も続くわけでありまして。生活のいろんな環境の変化によって、やむなくそこに入らなければいけないこともあるだろうと思うし、また、家族関係のこともあって入らなければいけないだろうということもある。

その中において、国のほうもそういう方向に持っていく段取りの中で、契約入所ということでありましてけれども、そういうものをつくってはどうかということでは提案というのか、一般質問をしたわけでありまして。ある程度若い頃に一生懸命働いて、そして、貯めたお金もある。お金のある人にはお金を払ってもらおう。当然の対価として払ってもらい、そして、そこで老後を過ごすということは、非常にいいことだなという思いをしておるわけでありまして。

そういう中で契約入所に対して、どのような思いをしておるということでお尋ねをしたわけでありましてけれども、そのときの回答は関係各位と協議をして、そして、何らかの形でお答えをしますというような回答だったと記憶しております。その後の進捗状況について、改めてお尋ねをいたします。

○議長（若園五郎君） 老人福祉施設大和園長、坪内重正君。

○老人福祉施設大和園長（坪内重正君） それでは、ただいま議員お尋ねのその後の状況について、お答えをさせていただきます。

養護老人ホームの空室の有効利用におけます契約入所の進め方についてでございますが、当広域連合の構成市町であります関係者と協議していく旨の回答をさせていただきます。

大和園の養護老人ホームの入所につきましては、もとす広域連合老人ホーム入所調整委員会設置要綱に基づきまして、入所調整委員会の委員である構成市町の老人福祉担当課長において、入所措置や事務事業の適正な執行を確保することとされております。

このことによりまして、令和3年10月に広域連合の構成市町の老人福祉担当課長様に委員の委嘱を行っております。そのときに併せまして、1年後の令和4年9月30日を目途に契約入所に係る制度の周知、契約入所の必要があると思われる潜在的利用者の状況、契約入所を行うに当たり問

題点となる事柄とその解決方法等を協議、検討していきたいので、協力願いたいという依頼をしたところでございます。

その後、年末年始の新型コロナウイルス感染症の状況は皆さんもご存じのとおりのご状況でございまして、特にオミクロン株の出現もありまして、残念ながらその影響は現在も続いている現状であります。

現在、大和園の感染症対策は、岐阜県のまん延防止等重点措置区域の指定を受け、その期間が3月6日まで延長されている状況にあります。近隣の同様の施設から陽性者が多数出るなど、地域社会における感染リスクが極めて高いと判断されている状況にあります。大和園につきましても、アラート3により極力外部の人の往来を遮断し、面会につきましてもリモート面会にてお願いし、1回につき15分以内としております。

そのような状況にあることから、2回目の委員会の開催ができない状況にありましたが、期限も一応設定しておりますので、今後につきましては文書等により行えるものから、順次進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（若園五郎君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 再質問という形で質問させていただきます。

今の答弁の中で、今年の9月までにいろいろな関係各位との調査等々を行って、それから結論を出すというように聞き取れたわけでありませぬけれども、早いにこしたことはないけれども、コロナのことがあってできないというような答弁であります。

前向きに検討してもらえれば結構だなという思いをしておるわけでありませぬけれども、調査だけで、調査というのはどういう調査をするのかということによって、答えが大分変わってくるわけでありませぬ。契約入所というものを大和園で行うことについて、面倒だからお茶を濁して、そして、やったけれども、結果としてはあまり利用者が少ないですよというような答えにして、やらないとするのか。いや、そうじゃないよと、これから利用する人が多く出るかもしれないから、取り組むことを前向きに、前提にして協議をするのかによって大きく変わってきます。

園長さんでは、なかなか回答もできかねると思っておりますので、通告はしてありませぬけれども、そういうことについて連合長及び副連合長、また、大和園の担当者である人たち、予算を組む執行部の方たちにおいて、当然施設を改修するとなればお金もかかってきます。そういうことについてどのように考えておられるのか。連合長及びまた副連合長どちらでも結構でございますので、答弁ができましたらよろしくお願いいたします。

○議長（若園五郎君） 藤原広域連合長。

○連合長（藤原 勉君） 今、大和園長のほうからお話ございましたように、確かに議員のご指摘のように空き室があるというようなことから、やっぱりそれをうまく効率的に使っていくということは大事なことでございま

すので、可能な限り空き室を有効利用することについては、今後考えていきたいなというふうに思います。

○議長（若園五朗君） 森副連合長。

○副連合長（森 和之君） 鏑本議員から大和園の契約入所のご質問をいただいております。その前に議員のほうから、大和園をよりよい施設にしていくということが使命であるということをお伺っております。本当に同感するところだと思います。

養護老人ホームが果たしてきた今までの役割は、本巢市、北方町、瑞穂市にとって本当に大きな役割があったと思います。地域社会の変化に伴い、今は養護老人ホームの入所者は少ない、そんな状況となっていますが、契約入所というのは市町村に特に負担が発生するわけではありません。そのようなことを各市町の担当者と共に、今年9月末までに方向性を決めていきたいということを考えております。

今、連合長のほうからもしっかりとした方針を持って進めるというような、そんな答弁がありました。同じ方向で進めていきたいということを考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若園五朗君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 今、執行部のほうからの答弁もありました。前向きにという方向で捉えておりますけれども、大和園を担当する委員会の中においても、契約入所については前向きに考える議員も多々おられます。ということも含めて何とか早いうちに部屋の改修等々をして、そういう施設ができることをお願ひして、私の一般質問を終わります。



◇飯 尾 龍 也 君

○議長（若園五朗君） 続いて、9番、飯尾龍也君の発言を許します。

飯尾君。

○9番（飯尾龍也君） それでは、議長の許しを得ましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、私にこのような機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。といいますのは、私は介護保険制度が始まる前に父親の介護で週3日ほど人工透析の送り迎えをしていました。介護保険の利用が始まってからは福祉用具やベッドの貸与など非常に助かった思いがあります。

また、現在は母親が7年前から認知症にかかりまして、在宅で介護しております。今朝ほども失禁して、おむつを替えなくちゃいけない。そういう状況でございます。だから介護保険というものに非常に助かっております。これがよりよいものになることを願っており、また、この保険制度を持続的に維持できるそういうもの、また、よりよいものにしていきたいと思ひ、この質問をさせていただきます。まずは介護保険制度の経緯につい

てお話しし、また、その後で科学的介護についても質問させていただきます。

1997年に介護保険法が成立、2000年に施行されまして21年の月日がたちました。介護を要する高齢者の身の回りの世話をすることを踏まえて、高齢者の自立を支援する理念の下、利用者の選択により多様な主体から保険、医療、福祉サービスを総合的に受けられる制度として始まりましたが、様々な問題が見えてまいりました。

まず、大きな流れとしては施設介護や居宅介護の代わりにサービスを利用した際の自己負担が、当初は1割が原則でしたが、年収に応じて2割、3割となっております。また、65歳以上の保険料は当初より2倍となっておりますし、介護保険の財政が危機に瀕している状況でございます。

直近では、団塊の世代が75歳以上となる2025年頃の医療や介護の需要がさらに増加し、団塊の世代ジュニアが65歳以上となる人口は、2042年では3,900万人とピークを迎え、その後も75歳人口は増加し続けます。この20年で介護サービスの利用者は3倍に増え、要介護者が多くなる75歳以上の人口は、7%から14%台と2倍余りとなっております。介護保険加入の年齢が、40歳から20歳に引き下がるという案も出ているような話も聞こえております。

また、現状では介護人材の不足があり、家族で介護といっても家族のいる人は少なくなり、1人で3人も介護する多重介護、また、70代以上の老老介護も40%余りでございます。介護保険法では117条第11項には市町村は介護保険事業を定め、変更するときは、あらかじめ被保険者の意見を聞くための必要な措置を講ずるとございます。この参画事項は介護保険の肝の一つだと思っております。

介護保険法の利用者の参画事項を生かし、地域民主主義のあかしとして利用者、被保険者が自分ごととして積極的に関わることが、この地域の介護がよりよいものになると思っております。高齢者の尊厳の保持、自立生活の支援の下、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、養護、生活支援が一体的に提供される、今、地域包括ケアシステムが進んでおります。

このような状況の中、2021年度より国のほうでは科学的介護という事業が始まり、データを基に私たちが受ける介護の質を高めるというものがございます。これまで介護は医療に比べて、科学的な根拠に裏づけられたサービスが十分に実践されるとは言えないという指摘がございました。相互に最適なサービスとは何かを考える上で根拠となるデータが少なく、職員の経験や感覚に頼る部分がございます。介護事業者が介護を受ける高齢者一人一人のデータを定期的に入力し、身体能力、食事の摂取量、認知症の程度、数十項目に及ぶ個人データを国側に送り、データを集め分析し、その結果をフィードバックし、介護の内容、生活習慣の改善につながる仕組みでございます。

このフィードバックはまだまだ国からはございませんが、詳細なデータがよりよい介護サービスにつながることは間違いのないと思っております。このようにやっぱりデータを基にした介護サービスがより意味のあるものだと思っており、その点におきまして、もとす広域連合におきましては大和園がございませぬ。公設公営という立場で運営していくということがございませぬので、その点につきまして科学的介護について大和園にお伺いしませぬ。

まずは、科学的介護につきまして大和園の取組み、また、その中で問題点は何か。また、介護職員の人材は不足しているのか。岐阜県におきましては介護助手という形で、ぎふケアパートナー制度というものが始まっております。その点につきましてお伺いしたいと思ひます。よろしくお願ひしませぬ。

○議長（若園五朗君） 老人福祉施設大和園長、坪内重正君。

○老人福祉施設大和園長（坪内重正君） それでは、今、議員お尋ねの科学的介護につきまして、3点ほどお答えをさせていただきます。

まず、大和園の取組状況についてご説明させていただきます。

議員説明されましたとおり、科学的介護とは厚生労働省が推進しているものでございませぬ、全国の介護施設の介護記録に係るデータベースを活用して介護を行うという、介護の新たな形とされているものでございませぬ。つまり、蓄積した介護記録の情報を活用し、介護を通して客観的事実に基づいた根拠や情報を利用者へ提供し、いつでもどこでも利用者へ合った適切な介護を行うことができるものと理解しております。

国におきまして、科学的介護の推進は2020年から本格運用が決められましたが、それぞれの施設における既成のシステムとの整合性の関係もあり、実際は2021年4月からLIFEとして運用を開始しているところでございませぬ。

大和園におきまして、科学的介護の取組状況につきましては、現在、職員育成も兼ねまして科学的介護の必要性を理解していただいた上で、利用者の状態や介護ケアの方法等をデータ化しませぬ、LIFEへ情報の提供をしているところでございませぬ。

厚生労働省が推進しております科学的介護でございませぬが、まだ始まったばかりでございませぬ。このことから課題が多いことも現状にあります。それでも大和園としませぬは公設公営であることも考慮しませぬ、5年後あるいは10年後の介護が科学的な根拠に基づいた介護サービスとして定着すると考え、今まで現場によって異なっていた介護ケアに一貫性が生まれ、介護業界全体のガイドラインができることで介護業務が効率化されれば、介護スタッフにとって働きやすい職場環境が実現するものという思いから、データの提供に協力しているものでございませぬ。

問題点もあればということでしたので、問題点につきましてはデータ提出に伴う手間でございますが、非常に多くの手間が実はかかります。基本

的な4分類、例えば総論、食事形態、食事栄養、認知症など30項目ほどございます。その中でも入力には460項目ぐらいの入力が必要となるものがございますが、それが最低でも3か月に1回ぐらいの入力が必要となるものがございます。その辺の手間につきましては非常に問題としているところではございますが、できる限りの協力をしているものがございます。

次に、介護職員不足に対応しての取組みということでございますが、その点について回答させていただきます。

介護職員不足につきましては、大和園のことだけとは思っておりません。介護保険法が施行され、特に十数年以前頃から大和園と同様の介護保険が適用される老人福祉施設の建設数は、大小合わせれば大変多くございます。それぞれの施設に必要とされる介護職員数が、建設数に追いついていないというところが懸念されているところでございますが、その中におきまして大和園として職員不足に対応するために、少ない介護職員においても必要十分な介護ができますように、介護援助を目的とした介護ロボットや専用浴槽等の導入を積極的に行いまして、介護の軽減を図っているところでございます。

また、人材確保のために介護職員募集における取組みにつきましては、ハローワーク、広域連合構成市町の広報紙、広域連合の広報紙及びホームページにて募集を行っているほか、ハローワーク等で開催されます企業説明会にも年に2回ほど参加しているところでございます。

そのほかにも各種学校等の研修生の受入れを積極的に行いまして、関係性を保つようにしております。それから、介護職員を養成している専門学校で募集等を行う、今現在尽くすことができる手段を講じているものがございます。今後につきましては、外国人の採用についても入所者に受け入れてもらえるのか、現在のスタッフの中で問題なく介護ができるのかということ、それから諸問題についても施設内で協議、検討してまいりたいというふうに考えております。

そのほかにも60歳以上の方や介護未経験の方でも応募できるように、介護職員としてではなく、介護補助員や介護助手として就労可能としております。就労後には育成指導できる体制も整えております。

最後に、ぎふケアパートナーの導入状況につきまして、報告させていただきます。

ケアパートナーとは介護助手のことをいいます。介護保険サービス事業所において、介護職員をサポートする職員のことでございます。実際に身体介護は行わずに、介護の周辺業務、いわゆる間接支援業務に関わる比較的簡単な補助的業務を行う職員のことでございます。ケアパートナーを導入することによりまして、介護人材の裾野を広げることができます。介護の職場の周辺業務、間接業務を担ってもらうことで、介護職員の負担軽減につなげることができ、介護人材の役割分担、機能分化を進めることで、

介護職員の専門性を高めることができると言われていたものでございます。

このことから岐阜県では、ぎふケアパートナー育成推進事業委託業務により、介護の入門的研修を実施し、介護施設等への就労、そのほか介護の実践を希望する者に対する基礎的知識を得てもらうことで、介護の仕事に就いてもらうための支援業務を委託により進めています。

大和園におきましても、職員数や施設状況から、ぎふケアパートナーの育成事業には参加できませんけれども、現在ケアパートナーと同様の職員を介護補助員として雇用しております。その内容につきましては、会計年度任用職員として軽介護、主にお風呂への誘導、整髪、それからホール見守り、簡単な食事介助や水分補給、設備等の消毒や清掃等業務を行ってもらうために6名ほど、そのほかにも送迎用の運転手として7名を雇用しているものでございます。

大和園において、今後は県の事業により育成を受けたケアパートナーを介護補助員として採用していくことは、介護職員の負担軽減につなげることができるものと期待しております。そういう考えにより、必要に応じて業務受託企業に募集などを照会していきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（若園五郎君） 飯尾龍也君。

○9番（飯尾龍也君） ありがとうございます。

いろいろ大和園のほうでは先進的なことをやっていただいて、大変ありがたいと思います。私の母親はデイサービスに昼間は行っているのですが、施設に係るデータというのは、非常に僕は関心があるんです。といいますのは、やっぱり介護専門の方の対応とか、どのようにやったら在宅でできるかなという思いがありますので、ぜひそのようなデータが集まってきて、それをしっかり在宅の介護のサービス、介護者に対して供給できるような体制ができることより充実したものになり、また、介護される方を全体で守っていけるようなものになると思っております。

そのような思い、あと要するにそこにデータには現れない、心のメンタルというのもございまして、そこら辺もこれからは重要になってくるんじゃないかと思っております。といいますのは、私は母親の介護でもう7年ぐらいですけれども、はっきり言って旅行も行ったことがございません。このようなことをこの場で申し上げて申し訳ないですけれども、やはり親のことが心配でショートステイに預ければいいんだよと言われたことはありまして、1回預けたんです。やっぱり夜中に起きて介護職員の方にご迷惑をかけたことが1回ございましたので、もうそれは申し訳ないなという思いがございまして。

そのような思いもあるものですから、ぜひメンタル面での介護のケアというものも、これからも引き続き重要視してやっていきたいと思っております。本日はこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若園五郎君） 以上で、通告による質問は全て終了いたしました。

よって、一般質問を終了といたします。
議事の都合により暫時休憩します。
9時55分より再開します。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時55分

○議長（若園五朗君） 会議を再開します。



◎議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第2、議案第1号 もとす広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第1号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） 総務介護常任委員会の松野でございます。

ただいま議題となりました議案第1号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

総務介護常任委員会は、2月14日午前8時54分より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第1号につきましては、執行部より議案書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第1号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第1号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第1号に対する委員会での審査結果は可決です。

議案第1号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第1号 もとす広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例については可決されました。



◎議案第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第3、議案第2号 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第2号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありますので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに、総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第2号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第2号につきましては、執行部より補正予算書及び附属資料に基づき、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より、協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、庄田昭人君。

○療育医療衛生常任委員長（庄田昭人君） ただいま議題となりました議案第2号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

療育医療衛生常任委員会は、2月15日午前8時55分より、本巢市役所

真正分庁舎第1委員会室において開催いたしました。委員4名が出席したほか、若園議長にも出席をいただき、議案説明のため戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

初めに、議案第2号につきましては、執行部より補正予算書及び附属資料に基づき、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、現在、休日急患診療所の利用状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部からは、去年は利用者がゼロ人という日も多くあったが、最近では5名ほどまで利用者が増えているとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものではありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） それでは、議案第2号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第2号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第2号 令和3年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）については可決されました。



◎議案第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第4、議案第3号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第3号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第3号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第3号につきましては、執行部より補正予算書及び附属資料により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、介護給付費準備基金積立金が増えていく中で、今度どのように基金を運用していく考えであるかとの質疑があり、執行部からは、第8期介護保険事業計画において保険料を算定する際に、基金を活用することで介護保険料を据え置いた。今後も基金を活用しながら介護保険料の急騰を抑制していきたいとの答弁がありました。

次に、保険者機能強化推進交付金について、どのような取組に対して交付されるものなのかとの質疑があり、執行部からは、様々な取組が評価され交付されるが、具体的な取組の一つに住宅改修や福祉用具の貸与などの介護給付の適正化がある。昨年度より当広域連合では岐阜県建築士会と協定を締結し、住宅改修の内容が適正であるかどうかを建築士会の専門家の意見を踏まえて判断するなど、適正な介護給付に取り組んでいるとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第3号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第3号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第3号に対する委員会での審査結果は可決です。

議案第3号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第3号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計補正

予算（第2号）については可決されました。



◎議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第5、議案第4号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第4号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鰐本規之君。

○老人福祉常任委員長（鰐本規之君） それでは、報告をさせていただきます。

ただいま議題となっております議案第4号については、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告させていただきます。

老人福祉常任委員会は、2月16日午前8時57分より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、若園議長の出席をいただき、また、議案説明のため森副連合長、事務局長、総務課長、また老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第4号につきましても、執行部より補正予算書及び附属資料に基づき、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、養護老人ホーム短期入所受託事業収入について、当初予算の金額は少額であるのに対し、今回の補正では多額の計上となっているが、理由は何かとの質疑があり、執行部からは、在宅での養護が困難な方について、緊急的な受入れが必要であると市町が決定し、大和園に入居された場合に市町から入る負担金であるので、当初予算に見込むことが困難な対応であり、補正予算の計上となっているとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第4号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第4号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第4号に対する委員会での審査結果は可決です。

議案第4号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第4号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）については可決されました。



◎議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五郎君） 日程第6、議案第5号 令和4年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第5号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに、総務介護常任委員長より、協議結果報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第5号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第5号につきましては、執行部より予算書及び附属資料に基づき、予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、令和4年度予算における総務管理費の委託料について、契約の方法として競争入札によるのか随意契約によるのか、どのような手続を取る予定であるかとの質疑があり、執行部からは、原則として競争入札にて行う予定であるが、例えばセキュリティー対策システム保守など、当広域連合のネットワークを構築した業者でなければ業務を行うことができないなどの特殊なものについては、随意契約によることを想定しているとの答弁がありました。

次に、市町負担金について、均等割や実績割により算出されているようであるが、その割合は何に基づいているのかとの質疑があり、執行部からは、均等割と実績割の割合については当広域連合規約に定められているため、それに基づき市町負担金を算出しているとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、庄田昭人君。

○療育医療衛生常任委員長（庄田昭人君） ただいま議題となりました議案第5号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第5号につきましては、執行部より予算書及び附属資料に基づき、予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、療育医療施設及び衛生施設それぞれについて、新年度事業における新たな取組等があれば教えていただきたいとの質疑がありました。まず療育医療施設について、執行部からは、職員が困難と感じる事例が増えてきているので、適切に対応できるよう職員の資質向上に努めてまいりたいとの答弁がありました。続いて、衛生施設について、執行部からは、基幹的設備改良工事が本年度中に完了する。国庫補助事業ということもあり、来年度は改良工事後、結果については、しっかりと検証してまいりたいとの答弁がありました。

次に、衛生施設について、基幹的設備改良工事による経費への影響について説明していただきたいとの質疑があり、執行部からは、処理方法が焼却方式から脱水・搬出方式へと変わったことにより、重油などの燃料費が削減できた一方で、脱水汚泥の搬出处分費などが増えた。しかし、そのようなランニングコストを踏まえても、国庫補助により基幹的設備改良工事を行い長寿命化することが、衛生施設全体として費用対効果を得られるという試算をしているとの説明がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） それでは、議案第5号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第5号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第5号 令和4年度もとす広域連合一般会計予算については可決されました。



◎議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第7、議案第6号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第6号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第6号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第6号につきましては、執行部より予算書及び附属資料により、予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、令和4年度の介護保険特別会計に償還金が予算計上されているが、どのような目的で支出するのかとの質疑があり、執行部からは、保険給付費及び地域支援事業費に対して、令和3年度に国、県、市町及び支払基金から概算交付されているが、精算によって返還金が生じる場合には、償還金として支出することになるとの答弁がありました。

次に、施設介護サービス費について、今後どのように推移していくのかとの質疑があり、執行部からは、施設介護サービス費は特別養護老人ホームなどの給付費である。第8期介護保険事業計画においては、特別養護老人ホームの新規整備を予定していないので、施設介護サービス費だけが急激に増えることはないと思われるが、介護給付費は全体的に年々増えており、施設介護サービス費も徐々に増えていくのではないかとと思われるとの答弁がありました。

そのほか、介護保険料を抑えるには介護予防が大切であり、地域包括ケアシステムを充実させるなど、より一層介護予防事業に力を注いでいただきたいとの意見がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第6号についての委員長報告に対する質疑を行

います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第6号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第6号に対する委員会での審査結果は可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

全員起立であります。

よって、議案第6号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計予算については可決されました。



◎議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第8、議案第7号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第7号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鏑本規之君。

○老人福祉常任委員長（鏑本規之君） それでは、報告させていただきます。

ただいま議題となっております議案第7号については、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第7号につきましては、執行部より予算書及び附属資料に基づき、予算の詳細についての補足説明を受けました。

その後、特別養護老人ホームの厨房について、来年度は設計し、再来年度に改修する予定とのことであるが、改修中の利用者への食事をどのようにして賄うのかとの質疑があり、執行部からは、現在大和園には2か所の厨房があり、今回改修予定の特別養護老人ホームの厨房で利用者全体の食事を賄っている。もう1か所養護老人ホームにも厨房があるが、こちらは

面積が狭いので現在は臨時的、予備的な活用となっている。よって特別養護老人ホームの厨房を改修する際は、養護老人ホームの厨房を臨時的に稼働させ、利用者の食事を賄う予定であるとの答弁がありました。

その他、職員の処遇改善については、いろいろと難しい点があるとのことだが、収入面においても労働環境においても、職員の負担軽減を図ることが利用者に提供するサービスの向上につながるので、現状を踏まえてよく検討していただきたいとの意見もありました。

その後、質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第7号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第7号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員長報告によりますと、議案第7号に対する委員会での審査結果は可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第7号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算については可決されました。

議事の都合により暫時休憩いたします。自席にてしばらくお待ちください。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長に議長の辞職願を提出いたしました。

もとす広域連合議会議長として令和2年5月26日、令和2年第2回もとす広域連合議会臨時会において選任いただいて以降、皆様の多大なる議事進行へのご理解とご協力をいただき、おかげをもちまして務めることができました。誠にありがとうございました。高い席からではありますが、感謝申し上げます。

さて、もとす広域連合管内の人口は約10万6,000人で、岐阜市などの市街地に近く利便性がいいことから、年々人口が微増しているところがございます。一方で高齢化率も年々増加しておる中で、もとす広域連合の福祉、医療などの施策を担う役割も多く重要であります。執行部の皆様におかれては、行政運営に日夜努力いただいております、また議員各位におかれては、議員活動に日々ご尽力されていることについて、敬意を表するところでございます。

令和4年度の当初予算は96億480万円です。本日、慎重審議の下、承認していただきありがとうございました。今後は後任の議長の下でさらに広域連合議会が住民の安心・安全に寄与し、もとす広域連合がますます発展することを念願いたしまして、退任の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）



◎日程の追加

○議長（若園五郎君） お諮りします。

ここで、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により除斥するため退場することとし、副議長と交代したいと思います。よろしく願いいたします。

〔議長退場〕

〔副議長、議長席に着席〕

○副議長（今枝和子君） 副議長の今枝でございます。

議長不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。



◎議長辞職の件

○副議長（今枝和子君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。
まず、書記長に辞職願を朗読させます。

○書記長（古澤秀樹君） それでは、朗読をさせていただきます。
辞職願。

このたび都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

令和4年2月22日。もとす広域連合議会副議長様。もとす広域連合議会議長、若園五朗。

以上でございます。

○副議長（今枝和子君） お諮りします。

若園五朗君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） ご異議がないものと認めます。

したがって、若園五朗君の議長の辞職を許可することに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件が終了しましたので、若園五朗君の入場を許可します。

〔6番（若園五朗君）入場、着席〕



◎日程の追加

○副議長（今枝和子君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〔「議長」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君） 議長選挙の前に、暫時休憩をひとつお願いしたい
と思います。

〔「賛成」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） では、議事の都合により暫時休憩をいたします。

11時より再開いたします。

〔「そんなに長くなくていいよ。5分もあればいい」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） では、訂正いたします。

10時45分から再開いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前 10 時 45 分

○副議長（今枝和子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議長の選挙

○副議長（今枝和子君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（今枝和子君） ただいまの出席議員は15名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、

2番 松野貴志君

15番 村木俊文君

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（今枝和子君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（今枝和子君） 異状はないものと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名をご記入ください。それでは、1番議員から
順番に投票をお願いします。

私は、最後に投票いたします。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（今枝和子君） 投票漏れはないものと認めます。

よって、投票は終了いたしました。

ただいまから開票いたします。

松野貴志君及び村木俊文君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（今枝和子君） 選挙の結果を申し上げます。

投票総数15票。投票者数と投票数は符合いたします。

有効投票15票。無効投票0票です。

有効投票のうち、若井千尋君、14票。村木俊文君、1票。

以上のとおりであります。（拍手）

この選挙の法定得票数は4票です。

よって、若井千尋君が議長に当選をされました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（今枝和子君） ただいま議長に当選されました若井千尋君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

若井千尋君のご挨拶があります。

○議長（若井千尋君） ただいま議長選挙におきまして、皆様からご推挙いただきました瑞穂市議会から選出されております若井と申します。

もとす広域連合の議長の大任を拝しましたことを、まずもって身の引き締まる思いでございますし、皆様のお力をお借りいたしまして、全身全霊をかけて広域連合での審議に全力を尽くしてまいる決意でございます。

我々議員は住民の皆様の本当の声の代弁者です。連合があずかる業務の内容というのは非常にたくさんありますし、重要なことであります。本日も一般質問で闊達な質問が出ましたし、また、藤原連合長を中心に執行部の皆さんも本当にそのことに前向きにお答えをしてみえます。

この二代表制の制度を今以上にしっかりと意味を踏まえながら、私自身皆様のご尽力を賜りながら、若園議長の後を受け継がせていただきまして、皆様と一緒に今まで以上の広域連合としての活動を重視して、また全力で頑張ってまいる決意でございますので、何分力はありませんが、ご尽力賜りますことをよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（今枝和子君） それでは、これで私の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

若井千尋議長、議長席にお着きください。

〔新議長、議長席に着席〕

〔副議長、自席に着席〕

○議長（若井千尋君） これより私が議長の職務を務めさせていただきます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

議事の都合により暫時休憩いたします。自席にてしばらくお待ちください。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎常任委員会委員の選任について

○議長（若井千尋君） 日程第9、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。そのまましばらくお待ちください。

〔委員会構成名簿配付〕

○議長（若井千尋君） お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたします。

◇

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（若井千尋君） 日程第10、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、先ほどお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議がないと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、それぞれの委員会において委員長及び副委員長を決めていただきたいと思います。

総務介護常任委員会は第1委員会室において、老人福祉常任委員会は第2会議室において、療育医療衛生常任委員会は第3会議室において開催しますので、移動をお願いします。また、議会運営委員会は、各常任委員会終了後に第1委員会室で開催しますので、移動をお願いします。

なお、各委員会においては、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時03分

再開 午前 11時33分

○議長（若井千尋君） 会議を再開いたします。

各常任委員会の委員長、副委員長及び議会運営委員会の委員長、副委員長がお手元に配付しました名簿のとおり決まりましたので、発表いたします。

総務介護常任委員会委員長、道下和茂君。総務介護常任委員会副委員長、神谷 巧君。老人福祉常任委員会委員長、鏑本規之君。老人福祉常任委員会副委員長、棚橋敏明君。療育医療衛生常任委員会委員長、若園五朗君。療育医療衛生常任委員会副委員長、松野貴志君。議会運営委員会委員長、庄田昭人君。議会運営委員会副委員長、村木俊文君。

以上のとおりであります。



◎日程の追加

○議長（若井千尋君） 先ほど、休憩時間中に議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。

議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（若井千尋君） 追加日程第3、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、議会運営委員会の所掌事務のうち、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項についてを、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第1回もとす広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年2月22日

前 議 長 若 園 五 朗

新 議 長 若 井 千 尋

副 議 長 今 枝 和 子

署 名 議 員

1 番 馬 淵 ひ ろ し

1 4 番 神 谷 巧